

論 説

## フットパスによる地域創生のモデル化の試み

—持続可能な発展における「開発」概念の再定位—

廣 川 祐 司

### 1. はじめに

2014年9月に第2次安倍晋三内閣の組閣人事において、新たに内閣府特命担当大臣として地方創生国家戦略特別区域担当大臣（以下、地方創生大臣）が設けられた。また、具体的な地方創生の基本方針を決めていくため9月3日内閣府に「まち・ひと・しごと創生本部（本部長：内閣総理大臣）」の設置が閣議決定された。そして、11月21日地方創生関連2法案が国会において成立し、今後具体的な施策に取り組まれることとなる。

この地方創生関連2法案とは、魅力ある就業機会の創出や、結婚や出産、育児に希望が持てる環境の整備など7項目を地方創生の基本理念として掲げ、地方の人口減少に歯止めをかけ、東京圏への人口の過度な集中を是正することを目的に作られた「まち・ひと・しごと創生法案」と、地域支援策の申請窓口を内閣府に一元化し地域の活性化に意欲的な地方自治体が、財政支援などを受けやすくすることなどが新たに盛り込まれた「改正地域再生法」のことを指す。

特に今回、新たに交付された「まち・ひと・しごと創生法案」で、「まち」においては、「国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成」をめざし、「ひと」においては、「地

域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保」を、そして「しごと」においては、「地域における魅力ある多様な就業の機会の創出」を理念としている。この「まち・ひと・しごと創生法案」を本稿では、「地方創生法案」として論じ、これからの持続可能な地域社会の形成のための具体的方策を検討したい。

地方とは、中央の対義語として用いられ、地方創生法案の目的にも示されているように、東京圏の過度な人口の集中を是正するために、地方を住みやすい環境に整えることを念頭に「地方」という用語が使用されている。この「中央（東京）—地方」という対置構造は、よりミクロのレベルでみると「大都市圏<sup>1)</sup>—周辺地域」という対置構造を生み出し、さらには「都市部—農山漁村部」という対置構造をも連想させる。したがって、本稿では中央に対する地方ではなく、各地域独自の文化や習俗、地域資源を活用した地域創生のあり方を模索することとする。その際、重要視するのは地域の持続可能性であり、生活の質（Quality of Life）の向上である。

最終的には、近年、爆発的に全国的に広がりつつある地域活性化の手法である「フットパス」に着目し、その手法を持続可能な地域づくりの観点から分析することで、「開発」概念を再考するとともに住民の生活の質を向上させる要因の分析を試みたいと思う。そして、その地域「開発」手法こそ、現在謳われている地域（地方）創生への糸口となる大きな手がかりがあることを明示する。

---

1) 大都市圏とは、総務省統計局が国勢調査時において定義づけしている統計上の地域区分であり、2010年（平成22年）の国勢調査においては、札幌大都市圏、仙台大都市圏、関東大都市圏、新潟大都市圏、静岡・浜松大都市圏、中京大都市圏、近畿大都市圏、岡山大都市圏、広島大都市圏、北九州・福岡大都市圏の計10区分がなされている。

## 2. 地域創生としてのフットパス

### 2.1. 熊本県美里町の美里式フットパス

地域創生のためのポイントは、現在行われている地域活性化の取り組みを包括的に繋ぎ合わせるための制度設計を行うことである。人口減少社会において、過疎高齢化が進展する地域社会においては、地域衰退が激しく、特に農村部においては耕作放棄地の増加、自然資源の管理放棄（竹林公害の増加）、地域コミュニティの瓦解、それに伴い生じる地域社会内での共助の仕組みの弱体化が全国各地で問題となってきた。耕作放棄地などの自然資源の管理放棄においては、住民の共同作業である「夫役・普請作業」が滞ることによって、住民間の連帯感の意識が希薄化し、ひいては生業によって形成されてきた見事な「文化的景観」も悪化してきている。このような地域課題を抱えていた、熊本県美里町で新たに取組みされたのが、フットパスである。

日本フットパス協会による公式的な定義によると、フットパスとは「イギリスを発祥とする“森や田園地帯、古い街並みなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと【Foot】”ができる小径（こみち）【Path】」（日本フットパス協会HPより引用）のことである。美里町においてフットパスの取り組みが開始されたのは、全国的にみると遅く、2010年度に入ってからであった。もともと美里町は2004年11月に中央町と砥用町とが合併してできた町である。合併後の8年間で人口が1,000人以上も減少し、2014年時点では人口は約11,000人、高齢化率38%という小さな中山間地域である。当時この現状に危機感を持って、行動を起こしたのが、特定非営利活動法人美里NPOホールディングスの理事長である濱田孝正氏であった。2011年度から地域内の各種団体との連携によってフットパスづくりが美里町全体としての取り組みが始まった。「美里町地域振興協議会（農林水産省補助事業、以下、振興会）」、

「美里町商工会（経済産業省補助事業，以下，商工会）」，「美里町雇用促進協議会（経済産業省の助成を受けて行われた美里町の政策，以下，雇用促進会）」で受託した補助事業を活用し，三位一体となってフットパス活動が展開されることとなる。具体的な活動としては，それぞれの組織が以下のような分担を行った。まず，振興会が①美里フットパスのフェイスブックページの作成と，②10のコースづくりを行った（図1）。それと同時期に商工会は，①フットパスマップの作成，②モニターツアーの実施，③フットパス弁当の開発（写真1），④ホームページの作成，⑤フットパス関係のグッズの制作を行った。また，雇用促進会では，①美里フットパスガイドの養成，②おもてなし研修が行われた。

補助事業が終了しても，この活動を一過性の取り組みとして終わらせてはいけないという思いから，2013年4月1日に「美里フットパス協会（以下，協会）」（当時会長：上田泰弘〔美里町町長〕，運営委員長：井澤るり子，事務局長：濱田孝正）が発足した。2013年11月には，「全国フットパスサミットin美里2013」が美里町文化交流センターひびきで行

図1 美里町の場所と美里フットパスコース



(美里フットパス協会提供)

写真1 フットパス弁当



写真2 全国フットパスサミットin美里



われ、450名を収容する会場は参加者で埋め尽くされた。全国フットパス大会としての規模としては過去最大のものとなった(写真2)。これによって、美里町が全国的にもフットパスの先進地域として一つのモデル地域となっていった。

美里式フットパスには、いくつかの条件と特徴が存在する。

- ①地元の理解(住民側の笑顔と声掛け)がなければ「フットパス」とは言わない。
- ②平等主義的にコースを作らず、協力者の多い地域からフットパスづくりを行う。
- ③特定の団体や役職を持つ方との協業ではなく、協働者は一般の地域住民であること。
- ④地域に埋もれた人材(高齢のご婦人方)や地域資源を活用し、ありのままを楽しむ。
- ⑤イベント型ではなく、日常の生活空間を見てもらい地域住民は笑顔と声掛けというおもてなしの心を持って、地域社会にウォーカーを受け入れること。
- ⑥フットパスコースの維持管理は、これまで各集落で行ってきた「夫役・普請・区役」と言われる共同作業によって住民が行うこと。

## 2.2. フットパスによる住民の生活の質の向上

美里町で生じていた過疎高齢化に対する対策として取り組まれたフットパスであるが、これまでの「定住促進政策」から「交流人口の増加」をまずは目指すという大きな方針転換があった。多くの地域で交流人口の増加をめざし、各種イベントを実施したり、観光施策の充実化を目指した取り組みを行ったりしている。しかし、これまで地域活性化の手法として多く取り組まれてきた、イベントを開催することは、それ自体、大きな労力と費用が掛かり、イベント期間内の集客数は多いが単発的な効果となる可能性が高い。また、地域にかかる負担も極めて高いため、その疲労感に呼応した満足感を得られる一方で、その活動を継続して実施し続けることは不可能に近い。特に特定の商業者やビジネスとしてそれらのイベントを実施する団体ではなく、一般の地域住民が主体となる地域活性化策となると、自治会・町内会が毎週のように観光客の対応をしなければならないようなイベントの実施は非現実的なものだろう。しかし、持続可能な地域社会づくりのためには、一部の業者や団体が経済的に潤う仕組みではなく、地域住民という生活者の関与が欠かせない。そのため日常生活を送る上で定期的なイベントの実施は住民にとって大きな負担となり、持続可能なシステムであるとは言えない。

また、これまでの観光施策の主流は、新たに観光スポットを発掘し、それをソーシャルネットワーク等で宣伝したり、パンフレットや観光MAPを作成したりして観光客の集客を狙うというものである。この手法では、もし仮に目玉となる観光スポットに注目が集まったとしても、そのスポットのみを見物しにくる観光客は増加するが、結局は通過型観光を誘発することになる。また、観光スポットを見に来るついでに地域内の他の観光スポットを見て回ることも起こりうるが、多くの場合、自動車等を利用して来訪する機会が多いため、滞在時間は極めて短い。また、住民の関与が薄いことが想定され得るので、住民の生活の質の向上

には寄与しにくい仕組みであると言える。

一方で、日本におけるフットパス研究の第一人者である小川巖は、フットパスによる地域社会に与える影響として、大きく分けて4点の効果が存在すると指摘している。それは、①共同作業によるフットパス作りに伴う人的交流の促進、②長距離(30km以上)フットパスにおける訪問者の宿泊による経済効果、③ルート of 始点・終点・休憩地点等における地元の食事・飲み物・土産物を用いた街道商法の発展、④訪問者の増加に伴う地元の「見られる」感の増大がもたらす意識変革である(小川2005, pp. 41-42)。

まず効果①は効果④と関連する。地域社会の過疎高齢化によって、農業・林業などの生業の衰退が進む一方で、それに付随して地域の義務として行われていた共同作業(夫役・普請・区役)も滞ってきている。生業によって維持されてきた地域の文化的景観に対する賛辞とそれを維持してきたことに対する住民への敬意をフットパス客から得られることによって、滞っていた道の管理(草刈など)や、利用されなくなった棚田の再生を住民が積極的に行うようになったのである。共同作業の促進によって、住民同士の集まる機会も増加し、地域コミュニティの関係性強化に繋がっている。効果②については、長距離フットパスでなくとも、日の出フットパスや夕暮れフットパス等のためにあえて一泊しなければならないような仕組みを作ったり、フットパスは歩く活動であるため、必然的に長時間滞在型の観光スタイルとなっている。最後の効果③として、美里町商工会を中心として、地元産品を活用した土産物の開発が行われ、その売上げという経済効果はあるが、それ以外に美里フットパスには「縁側カフェ(写真3)」という地域住民によるおもてなしが存在する。

縁側カフェでは、地域のご婦人方が地元でとれたものを活用して、郷土料理を提供してくれる。この取り組みは、元来地域のご婦人たちが集

まって生涯学習活動をする「生き生きサロン」という取り組みから始まった。地域の知っている者同士で料理を作ったり、お茶を飲んだりするのも一つの楽しみであったが、外部社会から来る人たちに自分たちの作った料理を提供し、一緒に食べることで喜んでもらったり、お話し

することによって、より深い楽しみを得ることに繋がっている。縁側カフェには二つのルールが存在し、料理を作ってくれた住民とフットパス客は同じ席に座り一緒に飲食をすること。そして、縁側カフェでは地元の食材や郷土の家庭料理にこだわり、買ってきたものをそのまま出さないことが決められている。これはあくまでフットパスの目的が、地域住民と外部からくる人々との「交流」であることに起因している。

都市部より訪れるフットパス客にとっては、採れたての食材を用い、手間暇かけて作られる「おふくろの味」は非常に価値のあるものであり、住民との交流は人間付き合いが希薄となった都市部から来た人々にとっては、美里町の住民の方々のおもてなしは心打つ体験となる。市場経済が高度に発展した日本においては、金銭的な対価としてモノやサービスを提供している関係性が一般化してきており、見返りを求めない、暖かな住民からの心のこもったおもてなしは、美里フットパスをより魅力的なものにし、リピーターの増加となって表れている。

おもてなしの心とは、縁側カフェに関与する人だけに関係することではなく、フットパス客を見かけたときの住民からの笑顔と声掛けが重要視される。ニコニコと笑顔で会釈してくれる。「どこから来なさったですか?」「今日はフットパスですか?」と積極的に話しかけてくれる住

写真3 縁側カフェの様子



民の様子は、地域社会全体としてフットパス客を歓迎していますという意思の現れであり、住民が継続的に行える持続可能な観光スタイルである。地域で積極的におもてなしをしてくれる方々の多くは、高齢の地域のおばちゃん方（ご婦人方）である。彼女たちにとってフットパスの評価は、「ババ（お婆さん）の出る幕を作ってくれた」、「こんなさみしい所で一生を終えるのかと思っていたけど、皆さんが良い所と言ってくれるので、このような地域で一生を送れたことを今では幸せに思っています。」という声が聞かれる。フットパスウォークが終わった後、地域内の農作物直売所等でおもてなしの際にお世話になった方とお会いすると、「先ほどはありがとね。何がおいしかったとですか。次来たときは●●用意しときますので、また来てね」と相手側から声をかけてくれることが当然のような光景になっている。これは、そのおもてなしがお金を支払う代わりに提供してもらえらる単なる対価としてのサービスではなく、住民側も楽しいからやっているという交流を第一義目的とした「お友達作り」であり、「生きがいづくり」なのである。全国各地からフットパス客が美里町を訪れ、「今回は東京の人とお友達になったのよ」「この前の山形の人から手紙が来た」と喜ぶ地域住民の様子を見ると、住民の生活の質が目に見えて向上しているように思われる。

### 3. 「開発」概念の再定位

#### 3.1. Sustainable Development (SD) における開発

Sustainable Development (以下、SD) とは、国際連合の「環境と開発に関する世界委員会（通称：ブルントラント委員会）」において、1987年に発行された最終報告書である“*Our Common Future*”（邦題『地球の未来を守るために』、福武書店）で提唱された概念で、「将来世代の欲求を満たしつつ、現在世代の欲求も満たすような発展」と定義づけられている。しかし、この定義については、「将来の人のびとを窮乏させる

ことのない発展を意味すると言っているだけだ。この言明は、この文脈の中で『持続可能』が意味するものについてなにがしかのことを暗示しているものの、『発展』の定義さえ試みようとしていない」(デイリー2005, p. 3)との指摘もある。ただし、SDが提唱される以前の“development”の概念というと、経済成長を目指し生活様式や産業の近代化をすることで人々の利便性の向上に寄与し、経済性や効率性を上昇させようとする行為であるという想定が成り立つ。その結果、グローバル企業等の投資や政府の近代化政策によって、豊かな自然環境が商業資本によって大規模に破壊されていくという負のイメージが拭い切れないものであった。しかし、SDが提唱されて以降、このような懸念は多少払拭されつつあるが、H.E.デイリーが指摘するように、Developmentは未だ持って明確な概念とは言い難い。

エコロジー経済学者のH. E. デイリー (2005) は、このSDにおけるDevelopmentの概念は、「成長ではなく、発展である」ということ、そしてこの「発展」というものは、量的増加を伴わない質的改善を重視するものであることを提唱している。デイリーは経済を環境の下位システムとして認識し、環境制約下においてのみ経済は維持され得るとの見解を示している。そのため、デイリーはSDを「環境の扶養力を超えてしまうような成長を伴わない発展—この『発展』は質的改善を意味し、『成長』は量的な拡大を意味する—という定義」(デイリー2005, p. 13)づけを行っている。そして、具体的にそのような発展のあり方として、デイリーは古典派経済学者として著名なジョン・スチュアート・ミルが提唱した「定常状態 (stationary state)」に言及し、SDを達成するためには「この概念が『先進』経済ないし『成熟』経済に最もふさわしいと考えてきた」(デイリー2005, p. 4)と述べている。つまり、先進国と言われている北側諸国においてこそ、この定常状態の経済の確立が必要であり、量的増加とは一線を画す質的改善を目指すことこそ、「持続可能

な発展」であると考えられる。これは世界的な南北問題と類する国内における都市—農村部の経済的格差にも当てはまり、SDの目指すべき「発展・開発」概念である。

### 3.2. アマルティア・センの潜在能力アプローチ

日本のような市場経済が高度に発展した先進諸国においては、多くの人々はより多くの富を得ようとする。それは現在、貨幣を得ずに自給自足で生活できる人は限りなく少ない社会に我々が生活しているためである。したがって、現在、我々が暮らす社会の経済社会構造を鑑みると市場経済自体を否定するような思想や、貨幣や富の蓄積を第一義的な目的として経済活動を行うことを否定するような思想を一概に社会から排除しようとするのは望ましいことではない。そこで、まずは多くの人々がなぜ富を増やそうと試みるのかということから考えなくてはならないだろう。なぜならば、多くの地域や国において、この富の増加を目指して開発行為が行われてきた事実があるためである。

1998年にノーベル経済学賞を受賞したインド人経済学者のアマルティア・センによれば、人々がより多くの富を求める理由として、以下のような理由を挙げている。それは「所得や富がそれ自体のために望ましいからではない。私たちが大事だと考える種類の人生を送るためにより多くの自由を得るには、所得や富が何の目的にもかなうすぐれた手段だからである。富が有用なのは、それがいろいろなことを可能にしてくれるからである」(セン2000, p. 12)と指摘している。つまり、そもそも我々の富を増やしたいという欲求は、富自体を得たい、増やしたいという欲求ではなく、そのことによって「人生を送る上での選択肢を増やすことのできる“自由”を得ることができるようになるから」というのが本質的な事なのである。そのように理解すると、開発というものの目的と手段関係を今一度再考する必要がある。つまりは、これまで多くの事例に

において開発を行う目的として富の増加を掲げて行われてきたことは紛れもない事実であろう。しかし、「開発の基本的な目的を所得や富の最大化であると見ることは、まったく間違っている」（セン2000, p. 13）のである。開発における「富の増加」というのは、あくまでも「手段」の一つであり、本来の「目的」ではないということを我々は忘れてはならない。

セン（2000）の指摘する本来の「開発」の目的とは、「潜在能力（capability）の向上」である。潜在能力とは、「ある人が価値あると考える生活を選ぶ真の自由」（セン2000, p. 83）と定義づけられ、一つは実現された機能（ある人が実際になすことができるもの）、もう一つはその人がもつ代替案の潜在能力セット（真の機会）の2つがあって初めて成りたつ概念である。センは具体例として断食を挙げている。「断食をすることは飢えを強いられることと同じではない。食べるという選択肢があってはじめて断食になるのである。すなわち、食べようと思えば食べられるときに食べないことを選択するということである」（セン2000, p. 85）。この例示は非常に理解しやすく、センの潜在能力アプローチにおいてはこの代替案としての潜在能力セットをいかに確保していけるかという点が「開発」の目的として重要なポイントとなるのである。

潜在能力セットを確保していくためには、貧困問題、政治参加の自由（民主主義）、市民的自由（男尊女卑的な社会構造の是正、人権問題、教育を受ける等）、そして経済的自由（十分な所得と仕事の確保）を確保し、それに付随する具体的諸問題を包括的に緩和していく必要があるのである。センはこの潜在能力セットの多様性を確保するためにも、経済成長や富の拡大は極めて重要な要素として認識しており、経済成長が自由や潜在能力の向上、生活の質の向上に重要な貢献をすること自体は否定してはいない。しかし、センの著書の訳者である石塚が「訳者あとがき」で指摘するように、センは「経済成長、所得の向上、工業化させ

実現すれば、自由や潜在能力が達成される、すなわち貧困が解決されるという思考（これは経済学や開発の専門家の思想、開発政策を支配しがちなのであるが）を厳しく批判している」（セン2000, p. 346）のである。そのためには、「開発」という概念を単なる経済成長や富の拡大を目指すものという理解ではなく、権利や機会を付与することで自由と選択肢を増やすことを目的に行われる行為であるという認識を持つ必要がある。つまりは、富の確保というのは「開発」の目的を達成するための数ある手段の一つの要素であり、それを目的化してはいけないということ、そして、その他の手段（政治的自由、市民的自由）をも同時に最大限の考慮をしなければならないということである。「開発」の真の目的は「潜在能力の向上」であるため、自分で価値があると思える生活を送る自由が得られるということである。ひいては、断食のように自分にとって最も望ましいと思える選択を自分自身で判断できるという意味では、日々の生活の満足度や充実度は高まっていくように思う。したがって、この「開発」概念を地域開発に適用させることは、人々の生活の質の向上に寄与することに繋がるのではないかと思う。

### 3.3. コモンズの持続可能性

コモンズとは、経済学（エントロピー学派、社会的共通資本論）、環境社会学、政治学、法学（民法・法社会学）、民俗学、人類学など、多様な学問分野において論じられ多様な定義づけがなされてきた。森林社会学者の井上真は日本を代表するコモンズ研究者の1人であり、コモンズを「自然資源の共同管理制度、および共同管理の対象である資源そのもの」と定義し、共同管理の「制度」と「資源」の両方を示す概念として一般的に認知されていると提起した（井上2008）。井上自身、「手前味噌ではあるが、この定義はさまざまな日本人研究者による定義の最大公約数的な内容だと思っている」（井上2008, p. 198）というように、今

や日本におけるコモンズの定義として最も定着していると思われる。

また日本において「コモンズ」という用語を初めて日本社会の事例に援用したのは、経済学者の玉野井芳郎である。玉野井は1985年に発行された『南東文化研究所所報』第27号に所収されている「コモンズとしての海」で、沖縄の地先の海である「イノーの海」を地元住民による共同管理がなされているとして「コモンズ」と称している（玉野井1990）。

しかし、玉野井以前にも「コモンズ」という語は使用しなくとも、日本における固有のコモンズ概念を、室田（1979）は明快に解説していた。室田は古くから「入会・催合・結」という共同体で培ってきた制度が日本にはあり、その制度が生態系にとって望ましい定常状態を維持するための物質循環や更新性を担保していたと説く。例えば入会は「共同体内におけるエネルギーと時間の更新性を保証するように、各人が採ってよい薪の量、草の量、あるいは海藻の量を慣行として定めると同時に、それらをいつ採ってよいかという時期を、慣行によって定めるということである。無料であることが一見して無原則のようにみえながら、その実、きわめてすぐれた資源配分法である」（室田1979, p. 173）と述べている。このような室田の入会制度への言及は、日本固有のコモンズ観を示すものと言える。さらに、室田が示した「入会が有する環境保全的役割の示唆」は、今やコモンズ論の重要な構成要素のひとつとなっている。

そもそも持続可能性という視点が、“Our Common Future”において重要視されているのは、人類が自然環境に与える負荷が大きく、生態系の浄化機能の容量や更新性のタイムスパンを無視した経済活動を人類が行ってきたことによる警鐘でもあった。そのため、SDというものを考える際には、環境容量をこえる負荷の量を現状のまま維持するかもしれないが、それは通減させつつ、現在の生活の質を維持・向上させる必要がある。特に自然環境が豊かな農山漁村部におけるSDや地域創生を模索していく

ためには、このあるべき自然環境の姿とそのシステムに則って生活する人間の関り方が非常に重要になってくる。

例えば、草地環境（ヨシ原・茅場）や竹林、人工林、水田などにおける生態系や植生を維持するためには、人の手による「攪乱」を継続して行うことが必要である。環境社会学者の宮内泰介（2009）は人間による「攪乱」という「人と自然とのかかわり」を積極的に評価し、今こそ「半栽培」の思想が重要であることを提起している。植物学者は歴史的に狩猟採集から栽培・耕作へ移行する際の間段階として「半栽培」を位置付けた。その意味においては、「半栽培は、人為的攪乱環境に適応した『雑草性植物』の群落が発展し、人間がその中から有用植物を選択し保護する段階である」（埴2009, p. 108）と理解される。しかし、宮内はこの「半栽培」が歴史的な一段階として存在するのではなく、共時的なシステムとして環境問題が顕在化した現在、生物多様性を担保し、自然環境を「保護する」スキームとして有効ではないかと考えている。そして半栽培的なかかわりが復権する際には、順応的管理が重要となるという（宮内2009, p. 128）。順応的管理とは、「自然の不確実性と科学の不確実性を前提に、暫定的な計画を社会的合意に基づいて行い、定期的にモニタリングしながら、その計画を柔軟に変えていく管理のしかたである」（同上）。長年にわたり自然資源にかかわり続け、その自然環境の特性や状況をモニタリングしながら適切な対応をその都度取っていくことが、自然環境資源を持続的に管理・利用し続けるためには必要なのである。

このような人と自然との関わり方によって形成されたシステムは「コモンズ」において、広く採用されている。日本においては入会がその典型例であり、入会林野においては地域住民が山に入り会い、下草刈りや枝打ち等の共同作業を行い、キノコや山菜などの食料採取や薪炭等の材料となる木材を入手している。したがって、「半栽培」の具現的システ

ムともいえるコモンズは、近年自然環境の持続可能なたちでの管理・利用形態として、環境分野において注目を集めている。

自分たちの日々の生活の中で、地域住民が共同で自然と関ることによって、その関り方や手の入れ方を常に工夫し改善を続ける仕組みを構築していくことは、まさに順応的管理であり、現在も農山村部では続く集落の共同作業（道普請・川普請・区役など）はこの典型例であると思われる。また、自分たちの生活を維持するため、豊かにするための行為であることから、あえて大規模開発を行う必要がなく、一時的に大量な資金を得ようというインセンティブよりも、継続して一定の収益や資源を得続けることを重視する傾向が強い。つまり、この日本における伝統的な「入会・結・催合」といったコモンズの仕組みを反映した地域「開発」手法でなければ、持続可能な地域づくりは達成されえないのではないだろうか。

## 4. 道の空間性

### 4.1. 道の機能

道とは大きく分けて2つの分類ができる。一つは日々の生活を営む上で必要なものであり、自然発生的に形成されたムラの道である。山に薪や山菜を拾いに行くための道、集落内の住宅同士をつなぐ道、そして祭りや儀礼をおこなうために神社やお寺へ向かうための道などがこれにあたる。もう一つは、集落間を移動するための街道である。これは交易を行うためや、軍事目的で整備されたものである。社会の近代化によって、地域社会の閉鎖性が瓦解し人々の移動が活発になることによって、商取引が全国規模で行われるようになったことや、中央集権化が進むにしたがって行政(政府)が主導して全国に街道を整備し、つなげるようになったのである。

経済学者の泉留維（2010）によると道には3つの機能が存在するとい

う。第1に「交通機能」。これはムラの道や街道を利用して、目的地に移動するという機能である。第2は道を立体的にとらえた「空間機能」である。これは道に立ち止まって立話をしたり、子供たちが道端で遊びまわったりすることで作られる空間のことである。第3は空間機能の一つともいえる「景観形成機能」である。道というものが建物と建物を繋いで一つの景観を構成するようになったり、建物と街路樹が一体的な景観構成となったりするような機能もある。または棚田の田園風景においても農道という道によって日本の伝統的な景観として表現されるのである。

道を単なる移動するための経路として認識すると、道の機能の交通機能にのみ着目した考え方となる。現代社会においては、遠方に赴く際はもとより近隣であろうとも、直線の道で短時間に移動できる方法が望まれる。これがバイパスや高速道路が建設される主たる目的であるからだ。また、自動車社会となることで安全性も考慮すると道幅の広い、そして見通しの良い直線の道路の建設が望まれる。これは自動車専用道路に限ったことではなく、新たに都市開発の際や都市計画をする際には、このような志向であることが多い。しかし、このような短時間に効率よく移動でき、直線で見晴らしの良い道幅の広い道の計画では、道の空間機能や景観形成機能についてはあまり考慮されていないのである。バイパスや高速道路は、地域社会の中で空間を分断する境界として機能し、ややもすると地域コミュニティを分断してしまう恐れもある。しかし、地域社会に残るムラの道というものは、道の3つの機能を全て内包している形で現存している地域が多い。このようなムラの道は、コミュニティを分断するどころか、コミュニティのつながりを強化する。なぜなら、そのような道は、近隣の人々が立ち止まって話す空間であり、子供たちが遊べるような空間であるからだ。地域住民同士がコミュニケーションをとる場としてムラの道は、非常に重要な役割を果たしているといえる。

また、ムラの道には地域ごとの特殊性があり、「建築物の意匠やかたち、空間に『出される』縁台や鉢植え、並木、雑草などにより、個性的な空間ができる。そして、里道（ムラの道）を支えてきたのは『道普請』というコミュニティの共同作業であり、入会地と同じくコミュニティの結節点ともなっている」（泉2010, p. 45, 丸括弧は廣川が加筆）のである。このような地域住民の生業や「道普請」と言われるようなコミュニティの共同作業によって形成された景観を、「文化的景観」言われている。文化財保護法によって文化的景観は「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」（文化財保護法第二条第1項第五号より）と定義され、その地域の植生や文化、慣習によって形成される地域独自の景観なのである。まさに、元来、道の機能として内在されている「景観形成機能」に着目し、景観自体を一つの文化財として認識することによって、その文化的な価値を正しく評価し、地域で守り、次世代へと継承していくものとして社会的に位置付けたのである。このムラの道によって形成されてきた文化的景観を、より積極的な意味で活用していこうという動きがあり、それがフットパスなのである。

#### 4.2. 空間を作り出す活動

都市論や公共空間論の研究も手掛ける経済学者の間宮陽介は、ハンナ・アレントの論考に依拠し、端的に「活動が空間を作るのである」（間宮2005, p. 25, 傍点は間宮）と述べている。先ほど本稿で言及した「ムラの道」には空間機能が残っている地域が多いと指摘した。その際、例示したのが、道の途中で立ち止まって立話をする、そして子供たちが道端で遊びまわるといったものである。もしこの道において、地域住民同士が立話をする、子供たちが遊びまわるといった「活動」が行われなければ、コミュニケーションの場、遊びの空間としての機能は表出されない。

単に人が歩けるような道を集落内に整備すれば、このような空間を作り出すことができるというわけではない。そこに存在するのは、道を整備するために用意されたコンクリートであり、ガードレールという物質が整備されたにすぎず、その場が遊びの空間、交流の空間と化すことはないのである。

#### 写真4 空間性を持つ道



(写真提供：中島久宜氏)

問宮が指摘するように、曲がりくねった細い道というのは、「道を曲がると新しい場面が視界に入るだろう。場面の急展開はただそれだけで歩行者にとっては事件性を持ち、『通行』の単調さを打ち破ってくれる。また、道と道が交わりをもてば歩行に滞りが生じ、歩行の停滞が積極的な働きをして、そこに一つの小空間を作ることも考えられる」(問宮2005, p. 33) のである。子供たちが道幅の広い道において、ボール遊びをするということは考えられにくい。どうしても路地や小道において、自分たちの遊ぶプライベート空間としての認識が無ければそのような活動は生じないのである。活動が生じないということは、そこには空間は創出されないのである。道に空間を創り出すためには、そこで活動が発生する仕組みが必要であり、その仕組みとはあえて曲がりくねった道を活用する、細い路地・小道を活用するということが必要となってくる。そこでの空間の表出こそ、各地域での生業の中で生じるものであり、地域の独自性が散見されるようになるのであろう。フットパスにおいても、地域のありのままの姿を見せるための工夫として採用されているルールとして、自動車の通る道はあまり通らない事、そして集落内の小路を活用することが謳われている(写真4)。これらのルールはフットパスに取

り組む推進者の経験から導き出された掟であると思われるが、道の空間機能、そして景観形成機能を最大限活用できる有効な戦略であったと言える。

## 5. フットパスの理論と実践

### 5.1. 中間技術の開発を必要とする社会

グローバル化が進む現代社会において生じている南北問題（先進国—途上国問題）は、そのまま国内においても、「都市—農山漁村」の格差問題として類似する構造である。清潔な飲み水が確保できず、下痢や食中毒が慢性化することで子供の生存率が極めて低いような地域が世界的には未だ多く存在する。そのような問題を抱える途上国へ日本は多くのODA（政府開発援助）事業を展開してきた。一例を挙げると、大規模浄水施設の建設によって清潔な飲み水を確保してあげる仕組みを構築することなどである。しかし、この援助の仕方には大きな懸念が生じる。それは修理を手掛けることのできる技術者が現地にはいない事、もしくはそれまで上下水等が整備されていなかった地域である為、もし修理する技術を有した者が仮にいたとしても、修理に必要な部品や機材を現地で入手するのが極めて困難であるということだ。近年、多く聞かれるのが「資金や機械ではなく、技術や知識が欲しい」という現地側からの要望である。その際、援助として提供する技術はどのようなものが望ましいのだろうか。その答えこそ、「中間技術」なのではないだろうか。中間技術とは「土着技術（たいてい壊滅している）よりもはるかに生産性が高いが、一方、現代工業における複雑で高度に資本集約的な技術と比べると、ずっと安上がり」（シューマッハー1986, p. 237）であり、「資金面でもまた教育、能力、組織の点でも『十分に可能な』こと」（同上）であるとされる技術のことを指す。つまり、現地では最新鋭のハイテクノロジーを用いた資本集約的な技術の援助ではなく、ローテクノロジーの

労働集約的な技術が必要とされているのである。したがって、先の飲料水問題を考えるのであれば、大規模な浄水施設の建設ではなく、日本の伝統的な手法である「上総掘り」のような技術を伝授することが望ましいのではないかということである。これは現地の経済・社会構造を十分理解した上でなければならない。

一方、国内に目を向けてみたい。衰退する農山漁村部では、多くの地域で過疎高齢化が進み、地域に活力がなく多くの地域課題が顕在化しつつある。その際、地域の活性化を目指して観光客の誘致を目指す地域が多い。観光客が便利のように観光スポットを結ぶような観光バスの整備（交通アクセスの改善等）、大型の駐車場やトイレの整備、そして地元の人々もめったに食べないような和牛等の高級食材などを観光客に提供し、満足して帰ってもらおうと地域の観光推進団体は一生懸命となる。しかし、その事業の大規模化や高級化によって、一般の住民は置き去り状態になってしまうのである。地域社会におけるこのような観光開発手法は、都市住民のライフスタイルを基準に考えて作られた全国画一的なものとなる可能性が高い。フットパス観光がこのような観光開発手法と一線を画すのは、フットパスの定義にもあるように「ありのまま」を楽しむ観光スタイルという点である。この「ありのまま」を維持するために、観光開発事業を行う際、「つくらない・壊さない」という原則が存在する。この原則には、多くの意味が含まれており、①観光客用のトイレや駐車場を地域内に整備する必要はないということ。例えばトイレやベンチ等を整備したとしても、行政の方が毎日それを清掃しに来たりはしないため、結局は日常的な管理を地域住民が担うことになってしまい、無理が生じるためである。②これまで集落で行ってきた草刈り等の作業をフットパスコースにするからといって、観光推進団体が担うことはしないこと。これは観光客が来ることによって、これまでの地域社会の慣習を壊し、新たなシステムを作ることを意味するからである。これまで

地域内で30年・50年続いてきた慣習であり、この持続可能なシステムを新たなフットパスという活動のために壊してはならないのである。③地域住民がおもてなしをする際は、住民にとって非日常的な食べ物や料理を提供する必要はないということ。これは観光客が来るからといって、あえて無理して非日常的な取り組みを新たにしなくても良いということである。住民の方々をお願いしているのは、観光客（ウォーカー）が集落内を歩いているのを見かけたら、「笑顔と声掛け」をお願いしますということだけである。そして、前述したように、縁側カフェに関してもともと地域のお母さま方が集まって、生涯学習活動として行っていた「いきいきサロン」というお料理教室が起源であり、観光客向けに始まった活動ではない。そこでは買ってきたものを出さない事、日ごろ自分たちが食べているものを提供し、一緒になって観光客やウォーカーと飲食をすることがルールとなっている。観光客にとっても、その多くは都市住民であるため、おふくろの味に飢えている人々にとって、手間暇かけた田舎料理というのは非常に貴重であり、大きな満足感が得られる仕組みになっている。また、都市部では人間関係が希薄になっているため、見知らぬ人から色々と積極的に話しかけてくれ、集落にあたたかく迎え入れてくれるフットパスの体験は極めて高付加価値であると評価されている。

フットパスを行う際のこのようなローカルルールは、まさに労働集約的な「大衆による生産の技術」を活用した取り組みである。この技術は、「現代の知識、経験の最良のものを活用し、分散化を促進し、エコロジーの法則に背かず、希少な資源を浪費せず、人間を機械に奉仕させるのではなく、人間に役立つように作られている」（シューマッハー1986, p. 204）のである。なお、本技術は前述の「中間技術」ともいう。あえて、手間暇かけて多くに人手（地域のお母さま方が共同で）で、地元の食材をふんだんに使用した手作り田舎料理を提供するという取り組みは、

意図的にローテクノロジーの方法を採用することによって、都市住民は日常的には味わえない非日常的な経験ができるのである。

## 5.2. 女性の社会参加による地域社会の変化

センは以下の5つの項目によって、人がより自由に生きるための一般的な潜在能力を高める傾向があると論じている。それは、「(1)政治的自由、(2)経済的便宜、(3)社会的機会、(4)透明性の保証、(5)保護の保証」(セン2000, p. 41)である。この全てではないが、フットパスの取り組みによって、特に地域内の女性たちの潜在能力が飛躍的に向上している。一般的に、地域づくりや地域活性化など、地域社会全体を巻き込むような事業を展開しようとする際、地元住民の理解と協力を得ようとする。しかし、その手続きとして、多くの場合、各自治会の役員や地元商工会の役員、農協等の役員など、地域社会に存在する様々な組織のトップにのみ話を通し、了承を得るというやり方である。その手続きを経ることで「地元の協力」が得られたと解釈されることが多いのである。

しかしそのような地域の会合に地区を代表して参加するのは、家長の男性であることが多い。そのような現状を鑑み、フットパスの作り方はこのようなトップダウン方式による情報の伝達手法は、採用されない。フットパスでは、まず何回も地域内を練り歩く。そうすると地域住民は、訝しげに「何しているのか?」と不審者を見るような目で質問してくることが多い。その際、「フットパスを創ろうとしている。しかし、集落内を多くの人がズカズカ歩き回るのは、困りますよね。だから、歩いても良い道があったら教えてくれませんか? また、歩いてみたら楽しい道などありますか?」と住民の方々にお話しするのである。(写真5) その中で、フットパスに興味を持っていた人々には、「今度、フットパスの試し歩きをしたいのだけれども、家で食べる家庭料理を各自少しずつ持ち寄って、お茶でも出してくれないかい」とお話しする。自分の教え

た道がフットパスコースとして採用される、そして自分の作ったものをおいしいと多くの人が賛美してくれる。そして、何より自分たちが生業の中で形成してきた地域の景観や地域の良さを多くの人がほめてくれる。そのこと自体が、住民にとっては大きな「楽しみ」であり、交流を促進させるためのきっかけと

### 写真5 フットパスにおける地域住民の協力を得る手法



(写真提供：中島久宜氏)

なっている。結果的に、多くの地域住民がフットパス作りに関与したこととなる。フットパスコースが完成した後も、地域住民自身が「楽しい」と感じているため、継続性のある活動となるのである。このような手続きによって、興味を持って一緒にフットパス作りに参加しようとする住民は、多くの場合、女性が主である。「そんなことでいいのなら、やってみようかね」と日常的にこれまで行ってきた当たり前の活動を、フットパス客に見せること、提供することで思いの外、喜んでもらえるということに、地域の方は驚かれるのである。特に女性が行ってきた家事労働は、経済的な評価が得られにくく「シャドウ・ワーク」(イリイチ2006)と評されてきた。これは、「産業社会が財とサービスの生産を必然的に補足するものとして要求する労働」(イリイチ2006, p. 207)であるとされ、賃労働を行い続けるために付随して生じる労働なのである。

フットパスでは、フットパスに参加する人々から参加料を徴収し、縁側カフェ(お茶休憩)であれば一人当たり300円が、昼食の場合には一人当たり700円が料理を作ってくれた地域のご婦人方にフットパス運営団体より支払われる。これによって、日常の何気ない家事労働の延長として捉えられてきた縁側カフェ等の活動が、潜在能力を高める(2)経済的

便宜を得られる仕組みとして機能していると言える。

さらに本取組みでは、公民館や民家の軒先で、近所の人々と一緒に郷土料理を作ることが多い。その際、漬物はあの方が上手、その料理法ならあの方に聞いてみないと、と地域社会内での社会的評価が得られる仕組み

になっており、また多くのよそ者（フットパス客）と食事を一緒にすることで、たあいのない話（交流）から自分が必要とされている人間であるという自覚が生まれる。フットパスは地域内の多くの女性たちに貴重な(3)社会的機会を提供していると言える。(写真6)

このようなフットパスの取り組みが、日常化される中で、フットパス客の多い土日祝日のみ、常設で縁側カフェを行おうとする地区（集落）が熊本県美里町ではでてきた。これはこの地区の良さをもっと知ってもらいたいという思いや、より交流を密にすることで地域が活性化するという住民意識の変化によって生じた現象である。これまで地域社会全体のこと、将来のことを考え、何かしらの手立てを講じるのは、集落内の男たち（各戸の代表）の役割であった。しかし、地域内でもっとこうした方が良いと意思表示を仲間内で行い、新たな一步を踏み出そうとした地域内のご婦人方は、地域社会の活動に対し意思表示をして地域社会を変えていこうとする(1)政治的自由も手に入れつつある。このフットパスによる縁側カフェの取り組みによって、地域の集会や会合という公式的な集まりとは別に、草の根的に地域の人々が集まる機会も増えたことで、今後さらなるフットパス以外の地域活動も促進されてきている。

残りの(4)透明性の保証、(5)保護の保証に関しては、簡単に触れておき

写真6 公民館でのおもてなし



(写真提供：中島久宜氏)

たい。(4)透明性の保証に関しては、フットパスの手法として、草の根的に協力者を増やしていく手法であることは先に述べたが、協力者が増えてきてフットパスができそうだなという地区には、正式にフットパスの説明会を開きますというお知らせを全戸配布するようにしている。また、フットパスを先んじて取り入れた地区の様子を見て、楽しそうだと自分たち地域でもフットパスづくりをしてほしいという依頼を受けた場合、断ることなく新たな仲間として迎え入れ、一緒に新たなフットパスコースを作っている。これは美里町内に限ったことではない。これまでは自分たちの「成功した手法」というのは、囲い込みが行われることが多かった。それは自分たちの地域に来てほしいという目的があったため、同じような取り組みをする地域があれば、それは競合相手になってしまうためである。しかし、フットパスでは、排除するという意思や仕組みは一切なく、透明性の保証がされている制度であると言える。また、保護の保証に関しても、フットパスの窓口が一本化されているため、そこに不満や要請、苦情は集約されている。今後、フットパスの爆発的な人気をなくし、地域内をイベントではなくフリーで歩く客が1日に数百人規模になったら、地域社会にとっては生活空間の破壊という大きな悪影響を及ぼしかねないという危険性がある。しかし、その際は窓口となっているフットパス協会等のフットパス推進団体が、この地域におけるフットパスを中止するという措置を講じることも可能である。もし仮にフットパスが中止されたとしても、フットパス導入前の日常に戻るだけである。フットパスづくりの原則は、フットパス客が来るといって、新たに「つぐらない・壊さない」である。ありのままを楽しむのがフットパスであるため、もし仮にフットパスを中止したとしても、何ら問題は生じないのである。そういった点では、フットパスを導入することによるデメリット、フットパスを中止することによるデメリットに関しては、制度的に影響が最小限となるように設計されている。

このように地域社会内の女性の力は、フットパスを推進していくためには欠かすことのできないものである。「家庭外で仕事を持つことは『教育的』効果という点でも有益である。外の世界に触れることができ、女性の能動的な力をもっと効果的なものにするからである」(セン2000, p. 218)。まさにセンの言うように、少しずつではあるがフットパスにおける女性の活躍によって、地域住民の意識が変化してきた。参加する女性陣にとっては、これまでの日常生活の楽しみの延長であるため、大きな負担はないが、その活動の中で今後の地域のあり方や自分ができる地域貢献の在り方について、思いを巡らせより地域社会のために積極的な言動を起こすようになる。フットパスイベント時のみに行ってきた縁側カフェが期間限定ではあるものの毎週末常設の取り組みとなっただけでも大きな一歩であろう。このような「女性の力—経済的な独立と社会的な解放—が広範囲にわたる影響を持ち得るということ」は、地域社会を変化させる際の大きな要因の一つとなる。

### 5.3. フットパスと持続可能性

フットパスを定義づける重要な要素として「ありのまま」を楽しむというルールが存在する。ありのままとは、既に日常化されている活動や空間をそのままの形で利用することを意味する。長年、地域の中で続けてきた生業や道普請などの共同作業(写真7)などは、元来、住民の生活を維持する観点から続けてきたものであり、文化的景観を維持する目的や観光客のために行われている行為ではない。

写真7 慣習的作業としての草刈り



(写真提供：中島久宜氏)

そして、このような共同作業が行われているエリアは、その多くが法定外公共物として地元の集落に管理がゆだねられている<sup>りど</sup>里道や赤道であることが多い。このような地域住民が共同で管理し、利用している資源をコモンズと称する。コモンズはこれまでの先行研究によって、持続可能なシステムとして特に環境分野において非常に高い評価を得ている。特に日本におけるコモンズの典型例でもある入会に関する環境保全的機能に関しては多くの先行研究が蓄積されている（例えば、室田1979・三輪2009・三輪2010・中尾2009など）。

入会は従来、薪や茅など生活必需品を山野海川から共同で採取するものであった。入会地の資源の枯渇は、自分たちの生活を困窮させることになるため、必然的に過剰消費を招かないように、資源の採取期間（口あけ）や採取道具の規制など、地域独自のルールを慣習的に形成してきたのである。このような慣習が持続可能な資源の利用・管理システムとして、昨今注目され始めている。しかし、このような慣習が地域社会の内部秩序を保つものとして機能していたのは、農林漁業を中心とした生業が生活の一部として営まれていたためである。経済・社会の近代化に伴い、現代社会においては地域環境資源を直接入手せずとも生活が営まれてしまう人々が多い。その際、入会地は無用の長物として認識されがちであるが、環境問題が顕在化した現代社会においては、持続性を担保する入会の制度を現代社会に適合させ、地域環境保全のための有効なツールとして利用できる可能性が高い。コモンズ研究において、入会には環境保全的機能が内包されていると提唱され（三輪2009・三輪2010）、その機能は2つに大別される。1つは山野海川を直接利用することによって、そのエコシステムの更新性を促進する機能である。山林において行われる枝打ち・下草刈りや地先における海産物を採取する際の口あけ（過剰利用制限）に関する慣習などは、その代表的な一例である。もう1つは、直接利用することは無くとも、そこに入会林野などが存在する

ことによって生じる環境的メリットである。例えば、土砂崩れ防止、防風林、水源涵養林としての機能がそれにあたる。このような入会の環境保全的機能は、資源・環境問題が顕在化している昨今においては非常に重要であり、この機能を最大限活用するための制度的枠組みが必要である。

このような指摘はすでに法社会学においても示されており、中尾(2009)は広大な入会地があるからこそ享受できる環境的メリットもあると指摘している。保水や崖くずれ防止という日常生活上の安全弁としての入会地は、地域住民(入会権者)の意図に沿う形で維持、保存していかなければならない。しかしながら、入会権の根拠法となっている民法は、制定時に入会権のこのような機能については想定しておらず、法制度的にこの機能をいかに担保していくかは、今後の課題である。入会の環境保全的機能については、法律上は明記されておらず、これはあくまで入会権行使の結果としての効果ではあるが、現在日本に存在する入会(コモンズ)の仕組みは、環境保全的機能が担保され、環境面においては、持続可能な制度として認識されているのである。

フットパスはこのコモンズの管理・利用システムがうまく反映できるものとなっている。それはありのままを活用するという原則が存在するためである。つくらない・壊さないというフットパスづくりの際のルールは、地域で新たな取組みをするからと言って、これまで行ってきた慣習を壊さない、そして観光客(フットパス客)が来るからと言って、フットパス推進団体側が新たな仕組みを作らないというものである。このようにフットパスは、日本の伝統的コミュニティにおいては必ず存在するローカルルールに基づく各地域独自の地域資源管理方法が確立されており、その手法に則った制度設計がなされているのである。したがって、コモンズの仕組みを活用したフットパスは、結果として環境保全的機能を最大限発揮できるものであるといえ、持続可能な社会システムとして

大いなる可能性を秘めていると言える。

## 6. おわりに

地方創生を叫び、人口の東京一極集中を是正しようとする政府の政策的意図に反し、その具体性は未だ乏しいと言わざるを得ない。まち・ひと・しごと創生法案の制定によって示される、望ましい「まち」のあり方、求める人材、そして、開拓される新たな仕事とは一体何なのであろう。ややもすると、東京や大都市部への人口集中を鑑みた結果、地方にリトル東京を創り出そうとする施策となる可能性も否定できない。大都市部と農村部では、望ましい「まち」の形は異なるし、必要とされる人材も異なる。そして、仕事も地方の農村部で必要とされているのは第一次産業の人手であり、そのような仕事を大量に多様な形で供給したところで、若者の需要が無ければ、現状のミスマッチ状態が続くだけである。

地方という中央との対比で考えるのではなく、地域という独自性を有した社会として考えることで、持続可能な地域づくりをはじめて模索することができる。これが本稿で「地域創生」という言葉を用いている理由である。では、地域創生を達成するために必要な持続可能な発展とは、何なのか。本稿では持続可能な発展を「量的拡大ではない、質的改善である」と定義づけている。つまり、質的改善が示すのは、現在、地域社会に存在するものを「より良い」状態へと深化させていくということだ。衰退する地域に、リトル東京のような利便性、効率性、経済性、合理性を追求する社会を創出するのではなく、既にあるものを改善していくという試みである。

そして次に、質的改善、つまりは「発展（開発：development）」をどのように位置づけるかを考察している。本章において「開発」の目的とは、「潜在能力（capability）の向上」とし、権利や機会を付与することで自由と選択肢を増やすことを目的に行われる行為であるとした。富

の拡大という経済的動機も、権利や機会を増やし人生における選択肢を増やすことに繋がることは否定できない。しかし、発展・開発の目的が近年、あまりにもこの富の拡大という経済成長に重きが置かれすぎている。そもそも、持続可能な発展の概念が提唱され始めたのも、発展・開発行為によって途上国側の自然環境破壊が進んでいたためである。先進国側のグローバル企業の進出によって、途上国における自然資源が持続可能ではない形で搾取されてしまっていた。その点、開発の目的を「潜在能力の向上」とすることによって、より強く生活の質の向上を意識的に達成することができるであろう。

また、「持続可能な」という文言に関しても曖昧さがある。この曖昧さが世界的な規模で、SDが広まり受容された要因であったことは間違いない。持続可能な状態を科学的に検証し、正確に定義する事は極めて困難である。だとするならば、結果的に「持続可能な状態であった」という制度に着目したいと思う。2011年10月に「生物多様性条約第10回締約国会議」(COP10)が名古屋市で開催され、「生物多様性の保護」と「持続可能な社会の構築」に向けた戦略として、「SATOYAMAイニシアティブ」が採択されたが、そこには長期的目標として自然共生社会の実現が謳われている。そこで示された3つの行動指針の中に、「伝統的な地域の土地所有・管理形態を尊重した上での、新たな共同管理のあり方(「コモンズ」の発展的枠組み)の探求」が示されている。日本におけるコモンズの典型例は入会が挙げられる。入会の仕組みは1980年前後から、先に述べた経済学者の室田をはじめ、経済学アントロピー学派の研究者が入会・コモンズの環境保全的機能やコモンズの持続可能性についての提言を行っている(室田1979, 多辺田1990, 玉野井1990など)。

行動指針にあるように、あくまで地域社会に現存している「伝統的な地域の土地所有・管理形態を尊重した」形での、市民との協業や新たな取組みでなければ、持続可能な制度としては機能しない。これまで示し

てきたフットパスは、地域社会の「ありのまま」を活用した新たな試みであり、フットパスづくりやフットパスが紡ぐ新たな交流の機会によって、これまで地域社会に埋もれていた女性（特に高齢者）の潜在能力が最大限発揮できるような状況が整った。地域社会のありのままを活かしたフットパスこそ、地域創生に向けた理論と実践として、理想的な具体策の一つではないかと感じている。日本社会において伝統的な農山漁村は、閉鎖性の高いコミュニティである地域が多く、極めて高い同質的社会を形成している。そこに新たな人が流入しようとしたり、交流をしようとしたりする場合は、地域社会の慣習やルールを理解し、無批判に受け入れようとするアクターでなければ、受け入れられることはない。閉鎖性の高いコミュニティにフットパスを導入することで、一部ではあるが地域資源のオープンアクセス化が促進される。コモンズとして認識されていた地域資源が、より広い意味での公共性を獲得することによって、地域住民は外部社会からくる人々とともに新たな公共的土地利用秩序を形成するのである。歩くという行為を通して、地域内の「ムラの道」が再び独自の空間を形成し、空間に意味を与えられる。そこに地域性が生じるため、多くのフットパス客が歩いて楽しい道となるのである。

本稿では、地域創生の具体策を模索し、その結果、フットパスという活動に着目した。この仕組みは、持続可能な発展（開発）の手法を見事に踏襲し、地域社会内に埋没した地域資源（コモンズ）や人材（特に女性高齢者）の有効活用する仕組みを再構築することに繋がっている。衰退する農山漁村部を中心とした地域社会では、限られた人材、限られた資金、限られた仕事など、様々な制約下で地域創生するための新たな取り組みを始めなければならない。政府主導の地方創生策に期待し、受け身的に行政による新たな政策を受容するだけでなく、「ありのまま」の強みを生かした住民主体の「地域創生」策を模索しなければならないだろう。「不便である」ということは、不便であるからこそ伝統的なやり方

が残っているということ。「過疎高齢化している」ということは、高齢者の伝統的知識（民俗知）を教えてもらえる機会がふんだんにあるということ。「仕事が無い」ということは、新たな活動をする際に一緒になってやってくれる可能性がある人が多いということ。「ありのまま」を強みにできるフットパスの理論と実践が、リトル東京ではない真の「地域創生」を達成させることのできる、道しるべとなっているのではないだろうか。

## 謝辞

本稿は科学研究費補助金「コモンズのオープンアクセス化に伴う新しいコモンズへの展望と課題の克服」（研究代表者：廣川祐司）と、同「環境政策におけるコモンズの公共性研究」（研究代表者：鈴木龍也）の研究成果の一部である。また、平成26年度採択北九州市立大学特別研究推進費「フットパスを生かした地域活性化の構造分析」（研究代表者：見館好隆）からも調査費用等の援助を頂いている。ここに付してお礼申し上げる。

## 参考文献

- Amartya, Sen. (1999) *Development as Freedom*. 石塚雅彦訳『自由と経済開発』日本経済新聞社, 2000年.
- Ivan, Illich. (1981) *Shadow work*. 玉野井芳郎・栗原 彬訳『シャドウ・ワーク』岩波書店, 2006年.
- 泉 留維 (2010) 「里道が担う共的領域」三俣 学・菅 豊・井上 真編著『ローカル・コモンズの可能性』ミネルヴァ書房, pp. 38-63.
- E・F・Schumacher. (1973) *Small is Beautiful*. 小島慶三・酒井 懋訳『スモール イズ ビューティフル』講談社学術文庫, 1986年.
- 井上 真 (2008) 「コモンズ論の遺産と展開」井上 真編『コモンズ論の挑戦』新曜社, pp. 197-215.

- 小川 巖 (2005)「北海道のフットパス最新事情」『モーリー』12号, pp. 39-42.
- 多辺田政弘 (1990)『コモンズの経済学』学陽書房.
- 玉野井芳郎著, 鶴見和子・新崎盛暉編 (1990)『玉野井芳郎著作集3 地域主義からの出発』学陽書房.
- 中尾英俊 (2009)『入会権』勁草書房.
- Herman, E. Daly. (1996) *Beyond Growth*. 新田 功・藏本 忍・大森正之共訳『持続可能な発展の経済学』, みすず書房, 2005年.
- 塙 狼星 (2009)「アフリカの里山—熱帯林の焼畑と半栽培—」宮内泰介編『半栽培の環境社会学』昭和堂, pp. 94-116.
- Hannah, Arendt. (1958) *The Human Condition*. 志水速雄訳『人間の条件』ちくま学芸文庫, 1994年.
- 平野悠一郎・泉 留維 (2012)「近年の日本のフットパス事業をめぐる関係構造」『専修人間科学論集社会学篇』Vol. 2, No. 2, pp. 127-140.
- 廣川祐司 (2014)「フットパスの創造とツーリズム」三俣学編『エコロジーとコモンズ』晃洋書房, pp. 143-164.
- 間宮陽介 (2005)「都市の思想」植田和博・神野直彦・西村幸夫・間宮陽介編『都市の再生を考える1 都市とは何か』岩波書店, pp. 7-36.
- 宮内泰介 (2009)「『半栽培』から考えるこれからの環境保全」宮内泰介編『半栽培の環境社会学』昭和堂, pp. 1-20.
- 宮内泰介 (2009)「半栽培の多様性と社会の多様性—順応的な管理へ—」宮内泰介編『半栽培の環境社会学』昭和堂, pp. 118-131.
- 三輪大介 (2009)「入会制度における環境保全機能の実証的研究: 沖縄県国頭村及び鹿児島県瀬戸内町における入会係争を事例として」『環境経済・政策研究』Vol. 2, No. 2, pp. 64-75.
- 三輪大介 (2010)「入会における利用形態の変容と環境保全機能」『環境社会学研究』第16号, pp. 94-108.
- 室田 武 (1979)『エネルギーとエントロピーの経済学』東洋経済新報社.

## 参考webサイト

- 首相官邸HP「政策会議 まち・ひと・しごと創生本部」(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/>) 2014年11月25日閲覧

日本フットパス協会HP「フットパスとは」(<http://www.japan-footpath.jp>) 2014年11月26日  
閲覧

(2014年12月8日受理)

## Summary

---

### **Modeling Community Development by Public Footpath —Redefining the Notion of ‘Development’ in Sustainable Development—**

Yuji HIROKAWA

This paper explores a concrete method of community development in declining rural areas. The purpose of this study is to examine a potency of public footpath which is introduced explosively nationwide, as a model of community development.

This study aims to provide the community building method which sustainably supports the community, rather than being temporary support. The author attempted to redefine the notion ‘development’ by clarifying whether the public footpath as a community development means matches well with sustainable development. To add to, the social significance of public footpath was clarified based on understanding of public footpath as a community resource. This study reveals that public footpath is not only a road which is a part of the transportation system but also a generator of community space. In order to have collectiveness in community, the function of road, like the public footpath, should be utilized. The author concludes that ‘road’ like public footpath which connects various community resources is a suggestive hint for exploring community development models aiming at sustainable community development.